

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1955（昭和30）年の19,843人をピークに減少を続け、2015（平成27）年の国勢調査で7,810人となっている。

本町の年齢3区分別人口を見てみると、生産年齢人口（15～64歳）は、1980（昭和55）年の7,490人から2015（平成27）年の4,156人まで減少を続けている。今後も減少傾向が続き、2040年には2,504人にまで減少すると予測されている。

老年人口（65歳以上）は、1980（昭和55）年1,420人から2010（平成22）年の2,670人まで増加を続けており、1995（平成7）年には年少人口（0～14歳）と逆転している。2020年をピークに減少に転じると予測されている。

2040年には、老年人口比率が42.7%へと上昇し、生産年齢人口比率が49.1%に低下することから、老年人口1人を生産年齢人口1.15人で支えることになる。

本町の就業人口は、昭和40年から昭和55年までは増加傾向にあったものの、昭和60年には、人口増加にもかかわらず減少し、平成2年以降は、人口、就業人口ともに減少している。

産業別就業人口の動向から産業構造の変化をみると、第1次産業においては、昭和60年から平成2年までの5年間で約1%低下した後はほぼ横ばいで、その後、平成17年にやや回復したものの、平成22年には再び低下している。

今後も就業者の高齢化や後継者不足などを理由に、この傾向はさらに進むものと予測される。

このような中、町内の中小企業者においても人手不足の課題に直面しており、生産年齢人口が減少傾向である状況を踏まえると、現在の生産力を維持・向上させるためには、労働生産性を向上させる事が必須である。そのため本計画により中小企業者の先端設備等の導入を促進し、労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

町内の中小企業者の少子高齢化や人手不足への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業者を支援し、本町の生産性を押し上げることを目標とする。

これを実現するための目標として、計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定

件数の目標を3件とし、当該制度の活用促進を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、広域に立地している中小事業者による幅広い取組を促すため、本町内における全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。